

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項及び第21条の規定に基づく公表

特定事業主は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」といいます。）第19条第6項に基づく特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況と、法第21条の規定に基づく女性の職業選択に資する情報を、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に関する内閣府令（以下「内閣府令」といいます。）に基づき公表する必要があります。（令和2年6月1日に改正法施行。）

国分寺市が内閣府令第5条及び第6条に関する公表内容は次のとおりとなります。

1 法19条第2項第2号により定めた目標の進捗状況及び取組実績

①採用した職員に占める女性職員の割合

【内閣府令第2条第1項第1号、第6条第1項第1号イ】

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	男	女	男	女	男	女
一般職員(人)	13	20	14	12	10	11
割合(%)	39.4	60.6	53.9	46.2	47.6	52.4

②平均した継続勤務年数の男女の差異（各年度4月1日現在）

【内閣府令第2条第1項第2号、第6条第1項第2号イ】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	男	女	男	女	男	女
年数	17.6	15.4	18.2	15.9	18.3	15.5

③職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間

【内閣府令第2条第1項第3号ロ、第6条第1項第2号二（1）】

単位：時間

年度 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
R01	10.1	8.4	8.0	7.3	7.6	8.6	10.7	7.8	5.6	6.8	8.6	9.9	8.3
R02	7.9	5.3	6.2	5.9	5.3	6.1	11.9	8.2	7.6	8.6	8.9	10.6	7.7
R03	12.6	9.5	9.2	7.0	6.0	6.4	10.5	7.8	6.7	7.8	8.9	11.4	8.7

④管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（各年度4月1日現在）

【内閣府令第2条第1項第4号，第6条第1項第1号二】

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
管理職計	男	59人	58人	55人
	女	13人	14人	17人
	計	72人	72人	72人
	女性割合	18.1%	19.4%	23.6%

⑤各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（各年度4月1日現在）

【内閣府令第2条第1項第5号，第6条第1項第1号ホ】

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
部長職	男	11人	11人	11人
	女	1人	1人	1人
	計	12人	12人	12人
	女性割合	8.3%	8.3%	8.3%
課長職	男	48人	47人	44人
	女	12人	13人	16人
	計	60人	60人	60人
	女性割合	20.0%	21.7%	26.7%
係長職	男	111人	112人	117人
	女	37人	36人	37人
	計	148人	148人	154人
	女性割合	25.0%	24.3%	24.0%
主任職	男	143人	150人	143人
	女	147人	148人	153人
	計	290人	298人	296人
	女性割合	50.7%	49.7%	51.7%
一般職	男	52人	52人	52人
	女	81人	79人	78人
	計	133人	131人	130人
	女性割合	60.9%	60.3%	60.0%

⑥男女別の育児休業取得率及び平均取得期間（新規取得対象者のみ）

【内閣府令第2条第1項第6号，第6条第1項第2号ロ】

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	男	女	男	女	男	女
取得率	20%	100%	41.7%	100%	100%	100%
平均取得期間	27.3日	440.3日	14.2日	252.1日	31.3日	364.9日

⑦男性職員の出産介護休暇及び育児参加休暇取得率及び平均取得日数

【内閣府令第2条第1項第7号，第6条第1項第2号ハ】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
出産介護休暇	取得率	80.0%	91.7%	66.7%
	平均取得日数	1.8日	1.9日	1.8日
育児参加休暇	取得率	60.0%	83.3%	83.3%
	平均取得日数	4.0日	4.7日	4.8日